

愛媛県
難病等医療公費負担システム
仕様書

令和6年6月

目次

1. 本仕様書における基本的事項.....	1
1.1 : プロポーザル名称.....	1
1.2 : 対象公費負医療費助成	1
1.3 : 調達目的.....	1
1.4 : 基本方針.....	1
1.5 : 愛媛県難病等医療費助成事務フロー	1
1.6 : 契約期間.....	1
2. 次期システム開発構築業務の基本事項	2
2.1 : 調達内容	2
2.2 : システム本稼働時期.....	2
2.3 : 調達における留意事項.....	2
2.4 : 納入成果物一覧.....	3
2.5 : 管理事項.....	3
3. 次期システム開発構築要件.....	4
3.1 : 基本事項.....	4
3.2 : システム機能・帳票・主要データ要件	5
3.3 : 外字	5
3.4 : データ移行.....	5
3.5 : 情報セキュリティ要件	5
3.6 : 運用・保守要件	6
3.7 : その他の条件.....	7

1. 本仕様書における基本的事項

1.1 : プロポーザル名称

愛媛県難病等医療公費負担システムの構築・導入業務に係るプロポーザル

1.2 : 対象公費負担医療費助成

- ・指定難病医療費助成（法別番号 54）
- ・小児慢性特定疾病医療費助成（法別番号 52）

1.3 : 調達目的

本県で実施している指定難病医療費助成及び小児慢性特定疾病医療費助成（以下、難病等医療費助成）に係るシステムについて、統合宛名システムとの連携機能を備えた Web アプリケーション方式のシステムとすることで、支給認定事務等の迅速化及び省力化を図るもの。

1.4 : 基本方針

次期システムの基本方針は以下のとおり。

- (1) 庁内 LAN を利用して稼働させる Web アプリケーション方式（クライアントに特別なソフトウェアをインストールしない方式）とし、当県が設置している庁内クラウドサーバ（以下、「仮想サーバ」という。）上に構築する。
サーバ 1 箇所集中管理とすることで、情報の一元管理を実現するとともに、情報漏えいの危険性の低減及びセキュリティの強化を図る。
- (2) 事務処理の効率化
システムを導入することで検索機能を強化し、必要な情報を瞬時に抽出可能な仕組みを構築する。また、各種集計についても作業の正確性及び迅速性を高め、衛生行政報告例（厚生労働省所管）等の集計の効率化を図る。
- (3) マイナンバー制度への対応
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に定められた項目について、情報照会及び副本登録事務の効率化を図る。

1.5 : 愛媛県難病等医療費助成事務フロー

別紙 1「愛媛県難病等医療費助成事務フロー」のとおり

1.6 : 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

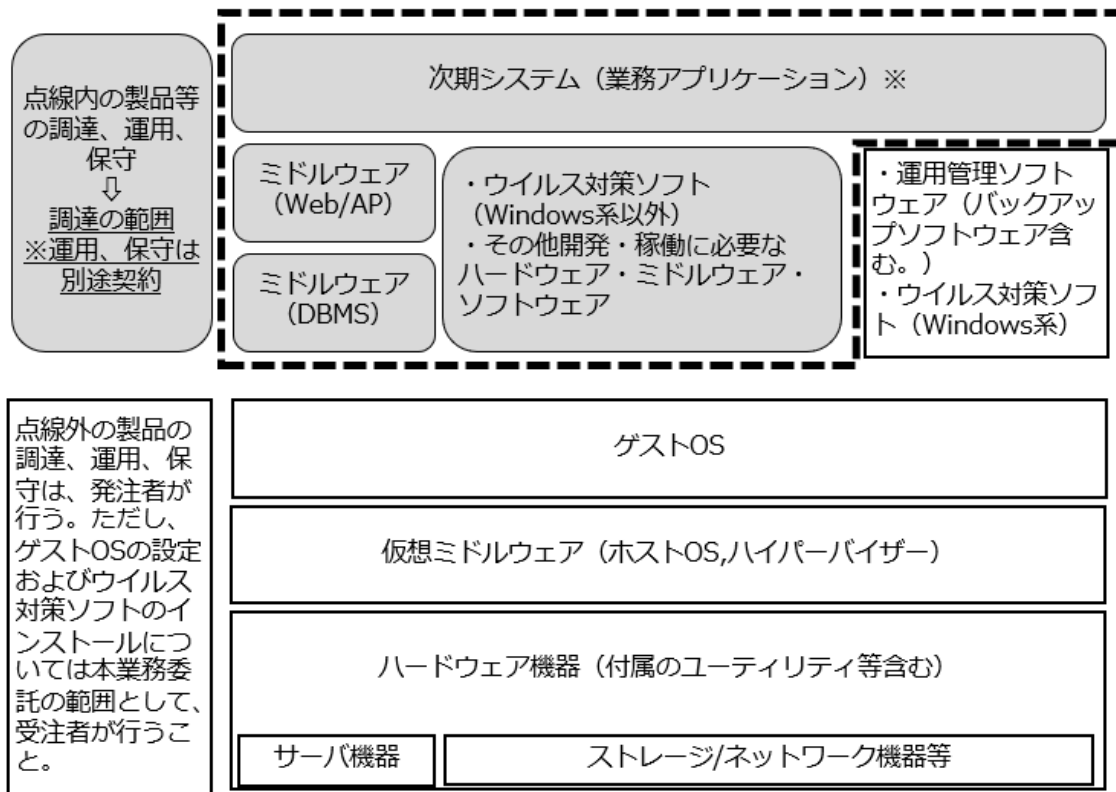
2. 次期システム開発構築業務の基本事項

2.1 : 調達内容

次期システムの開発構築業務の調達範囲を以下に示す。

- (1) 次期システム開発構築（要件定義、基本設計、詳細設計、構築、各種テスト等）
- (2) 仮想サーバ（WindowsServer2022）の設定
- (3) 次期システムに必要なミドルウェア等の調達
※時期サーバのウイルス対策ソフト（Windows系）は当県が提供するため、調達は不要であるが、インストールは本業務の範囲とする。
- (4) 次期システム稼働環境の設定（仮想サーバ及び庁内 LAN 端末機）
- (5) データ移行業務（ただし、現行システムからのデータ抽出作業は除く。）
- (6) 操作マニュアルの作成

ミドルウェア・ソフトウェア移管する調達範囲のイメージ図は次のとおりである。



※業務アプリケーションには、業務を支援するために、業務プログラム又は業務パッケージソフトウェアとは別に作成したプログラム（オフィスソフト等を使用したプログラム等）を含む。

2.2 : システム本稼働時期

令和7年4月1日

2.3 : 調達における留意事項

開発構築業務に係る留意事項を以下に示す。

- (1) 受託者の都合により、システム構成の変更が発生した場合、ソフトウェアの追加費用及びその他次期システムを稼働させるために係る費用については、受託者が負担すること。
- (2) 次期システムの構築を行う上では、パッケージのパラメータ設定や各種テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト）の実施、受入テスト支援（テスト時の問い合わせ、問題発生時の調査、修正等）、データ移行作業等

については、受託者が作業を行い、当県は原則、受託者の作業結果に対し確認・承認を行う役割分担となる。その為、この役割を前提に業務を推進すること。

- (3) 既設機器の設定等を変更する必要がある場合は、その理由及び変更内容等についての資料を提出し、当県担当職員と協議の上その指示に従うこと。
- (4) 仮想サーバ引き渡し後の導入設定作業、稼働試験等の作業は、原則として当県が導入している既設業務系端末から行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、当県と受託者が協議の上、決定するものとする。
また、疑義の内容及び協議・指示事項について、受託者は全ての記録を残し、記録の内容について当県の了解を得るものとする。

2.4： 納入成果物一覧

(1) 開発構築業務における納入成果物を以下に示す。様式は任意とする。

項番	成果物	内容	媒体	数量	期限
1	次期システム一式			1	本稼働前
2	業務実施計画書	実施計画、実施体制、開発スケジュール等を記載したもの	紙	1	契約締結後 3 週間以内
3	要件定義書	次期システムの要件を定義したもの	紙	1	要件定義終了時
4	基本設計書	基本設計の内容を記載したもの	紙	1	基本設計終了時
5	詳細設計書	基本設計書を基に詳細設計内容をまとめたもの	紙	1	詳細設計終了時
6	テスト計画書兼結果報告書	システムのテスト計画書及び結果報告書	紙	1	適宜
7	各種マニュアル	システム管理者が利用するシステム管理マニュアル、システム利用者が利用する運用マニュアル、操作マニュアル	紙	1	稼働時まで
8	業務完了報告書	開発構築業務完了報告書	紙	1	本稼働前
9	議事録	実施した打合わせの議事録	紙	1	適宜

※各種設計書については、本構築で独自に作成した成果物のみを納品の対象とする。

(2) 留意事項

納入成果物における留意事項を以下に示す。

- ・上記とは別に、項番 1～9 の内容を収めた電子媒体（CD-R または DVD-R）を提出すること。
- ・紙媒体の用紙サイズは、A4 版を原則とする。図表については、必要に応じて A3 版を使用すること。

2.5： 管理事項

受託者においては、開発構築業務を行うにあたり、次のとおり進捗・品質・リスク等の管理を行うこと。

項番	管理項目	管理内容
1	進捗	契約締結後に策定する業務実施計画書に基づく進捗管理を実施すること。 受託者は、実施計画と状況の差を把握し、進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正した計画を策定すること。
2	品質	品質基準については当県と協議の上決定し、これに基づく品質管理を行うこと。 受託者は、品質基準と状況の差を把握し、品質の自己評価を実施し、

		品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。
3	リスク	開発構築業務におけるリスクを把握・管理すること。 受託者は、リスクが顕在化した場合は、速やかに当県に報告するとともに、対応方法を当県に示すこと。

3. 次期システム開発構築要件

3.1：基本事項

(1) 次期システムを利用する庁内 LAN 端末機台数

項番	所属	所在地	台数
1	難病医療事務センター	松山市本町 7 丁目 2	4
2	四国中央保健所	四国中央市三島宮川 4 丁目 6-55	2
3	西条保健所	西条市喜多川 796-1	2
4	今治保健所	今治市旭町 1 丁目 4-9	2
5	中予保健所	松山市北持田町 132	2
6	八幡浜保健所	八幡浜市北浜 1 丁目 3-37	2
7	宇和島保健所	宇和島市天神町 7-1	2

(2) システムの動作環境

使用可能な OS を含む仮想基盤の利用に係る要件については、別紙 6「庁内クラウドの設備情報及び利用時調整項目」を参照のこと。

(ア)仮想サーバ

次期システムにおける仮想サーバの割り当てリソースは、以下のとおりである。

・vCPU コア数	8 コア
・メモリ	32GB
・保存領域	400GB

※この範囲内で必要なリソースを精査し必要最小限を利用すること

(イ)クライアント（庁内 LAN 端末機）

現在職員が利用している マイナンバー利用事務専用端末機以下、「マイナンバー端末」という。)をクライアントとして使用する。

なお、他業務システムの利用に支障のないこととする。また、クライアントの管理権限を要するソフトウェアのインストールを必要としないことを条件とする。現在 利用しているパソコンの性能等は、別紙 7「庁内 LAN 端末機の調達標準仕様」のとおりである。

(ウ)プリンタ

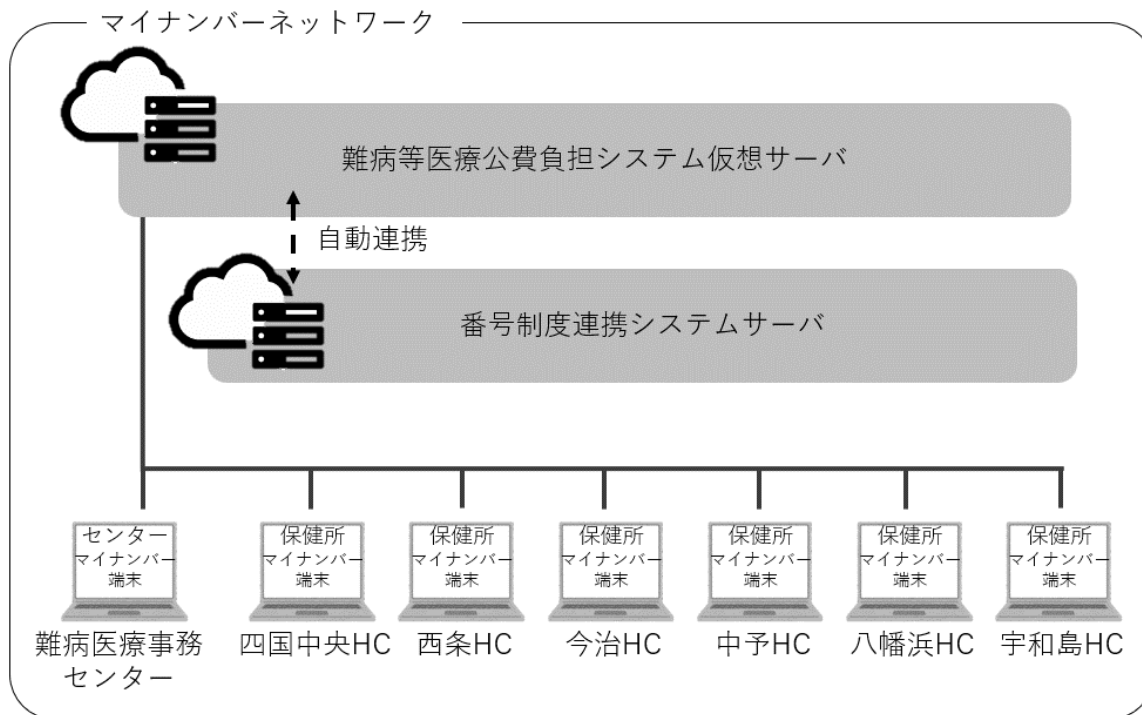
次期 システムで使用するプリンタは、当県が別途調達する。

(エ)仮想サーバ及びクライアントのウイルス対策

仮想サーバ及びクライアントのウイルス対策ソフトは、当県が提供する。

(オ)稼働ネットワーク

現在、庁内で利用しているマイナンバー事務専用のネットワーク（以下、「マイナンバーネットワーク」という）を使用する。そのため、ネットワーク機器等の新規調達は不要である。ネットワーク設定は当県にて実施する。なお、次期システムにおいて、想定しているネットワークのイメージ図は次のとおりである。



※難病等公費負担医療事務処理システムと番号制度連携システムサーバ間は SFTP によるファイル連携を想定している。詳細の仕様については、契約締結後、別途受託者へ提供する。

3.2： システム機能・帳票・主要データ要件

次期システムを構築するに当たって、原則として、別紙 2「機能要件一覧」、別紙 3「帳票要件一覧」及び別紙 4「主要データ一覧」で示すものに対応すること。

なお、要件一覧に記載していなくとも、利便性を高める機能等がある場合は提案すること。

3.3： 外字

次期システムにおいて、外字の表示及び出力ができること。

3.4： データ移行

- (1) 現行システムが保存するデータについては、原則、次期システムに移行すること。また、最終的な移行データの範囲は当県の指示に従うこと。
- (2) 現行システムから次期システムへのデータ移行にかかる設計、移行データ変換、確認等を実施すること。その他データ移行に関することについては、当県と協議の上、決定すること。
- (3) 現行システムから移行を予定している主なデータは、別紙 5「難病等公費負担システムマスタ項目一覧」の内容となっており、移行対象となるデータ件数は、次のとおりである。
- (4) 難病マスタテーブル約 464,000 件 小慢マスタテーブル約 34,677 件

3.5： 情報セキュリティ要件

- (1) 次期システムの開発及び構築に関しては、次の規程を遵守すること。

なお、規程等については公開されているものを除き、契約締結後、別途受注者に提供する。

(ア)愛媛県情報セキュリティポリシー

(イ)愛媛県情報システム等構築ガイドライン

(ウ)特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

(エ)個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

- (2) 本業務では機密性の高い重要な個人情報を取り扱うため、次期システムの利用に際してはユーザ

—認証や各種処理機能等の利用制限を実施する必要がある、これらに関して不正アクセスを防止するための必要な対策は別紙2「機能要件一覧」に定めるとおり。なお、必要に応じてセキュリティリスクを低減させる対策を実施すること。

3.6：運用・保守要件

保守要件を以下に示す。

(1) システム運用時間

システム運用稼働時間は、原則 24 時間稼働とし、極力、停止時間を設けることなく継続的に利用できること。

ただし、安定的なシステム利用のため、バックアップやバッチ処理及び保守メンテナンス等によるシステム停止時間が必要となる場合等を踏まえ、基本設計の中で当県と協議のうえ、システム利用時間を取り決めること。

(2) 運用・保守対応

(ア)当県からシステムの運用や管理、操作方法等に関する問い合わせ及び障害発生時の対応等に当たっては、一本化した受付対応窓口を設置し、これらの対応に必要な体制を整備すること。

対応時間は、原則として開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分時までとする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。

(イ)当県から受託者にシステム作業依頼をする場合は作業依頼書により依頼し、作業終了後、受託者は作業結果を示した作業報告書を作成のうえ、当県に提出すること。ただし、軽易なものについては、電話やメール等の手段により適切に対応すること。

(ウ)将来的な拡張（拠点やクライアント増設）時に、パッケージソフトウェアに係る追加のライセンス費用は発生しないこと。

(3) ソフトウェア保守

システム安定稼働のため セキュリティパッチを適用する必要がある場合は、適用後の安全性を確認したうえで適切に対応すること。

(4) システム障害対応

障害発生時等に係る受付時間は、原則として開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとすること。なお、緊急を要するものについては、この限りではない。以下に障害対応における留意事項を示す。

(ア)当県が提供するサーバで、自動的にウイルス対策ソフトのバージョンアップ及び定義ファイルを更新するので、定期的なチェックスケジュールを設定しておくこと。

(イ)システム障害発生時は、事象確認、障害の切り分け等の必要な対応を行うものとする。なお、一次切り分けの結果、ハードウェア障害の場合は当県がハードウェアの復旧対応を実施するので、受託者はハードウェア障害の影響を局所化する対策を講じること。

(ウ)迅速に障害復旧するため、業務アプリケーションのバグ等の改修プログラムを受託者から提供された場合に、当県管理者が簡単な操作で実行可能な、アップロード機能を備えたシステムとすること。

(エ)システム障害発生時においても、データの滅失や改変を防止するための必要な対策を講じること。

(5) リモートによる保守・運用管理

遠隔地からのリモートによる保守・運用管理も可とする。リモート保守を希望する場合は、インターネットを含む受託者の内部ネットワークから独立したスタンドアロン端末を使用することとし、西日本電信電話株式会社が提供する回線サービス「フレッツ・VPNプライオ」を利用して第 5 次庁内 LAN システム環境に接続すること。フレッツ・VPNプライオの利用にあたっては、県の指示に従い、契約内容の調整及び接続設定作業等を実施することとし、保守拠点から県が指定するプライオ網の中継地までの回線利用料及び敷設費用等は受託者側の負担とする。なお、セキュリティの観点からリモート保守に係る運用詳細を技術提案書に記載すること。

(6) 成果物

運用・保守契約における成果物を以下に示す。

項番	成果物	内容	期限
1	運用・保守計画書	システムを安定的に運用するための計画書	契約締結当初
2	作業結果報告書	当県が依頼した作業の結果報告等をまとめたもの	随時
3	障害報告書及び復旧完了報告書	障害の発生及び復旧作業の完了した旨の報告等をまとめたもの	随時
4	運用・保守完了報告書	契約年度の運用・保守業務を完了したことを報告するもの	毎年度末

3.7： その他の条件

(1) 著作権

- ・本業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、委託料が完納された時点で当県に譲渡するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ当県の承諾を得なければならない。また、受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、当県及び当県の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- ・上記に関わらず、成果品において、既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。なお、著作権について第三者から異議の申出等があったときは、受託者の責任において解決するものとする。

(2) 適用法令及び規格

受託者は、次の関係法令及び各種規格を遵守し、本業務を実施するものとする。

- (ア) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年 5 月 30 日号外法律第 50 号）
- (イ) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年 11 月 12 日号外政令第 358 号）
- (ウ) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年 11 月 12 日号外厚生労働省令第 121 号）
- (エ) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）
- (オ) 児童福祉法施行令（昭和 23 年 3 月 31 日号外政令第 74 号）
- (カ) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日号外厚生省令第 11 号）
- (キ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）
- (ク) 住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）
- (ケ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- (コ) 住民基本台帳法施行条例（平成 14 年 7 月 12 日条例第 38 号）
- (サ) 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成 27 年 12 月 18 日条例第 49 号）
- (シ) 愛媛県特定医療費支給認定等実施要領
- (ス) 愛媛県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要領

以上